

■本業務配置担当者に求められる実績及び資格一覧表

担当		必須の要件	加点評価基準	統括代理人	設計管理技術者	設計主任技術者	現場代理人	監理技術者	主任技術者	施工担当者
設計	統括代理人	・要求水準書の趣旨及び内容を総括的に本事業に反映できる、誠実かつ責任感ある者 ・一級建築士かつ1級建築施工管理技士 ・4,000㎡以上の建築工事における現場代理人又は監理技術者としての実績を有する	①4,000㎡以上の官公庁の庁舎又は民間企業の建築工事における現場代理人又は監理技術者としての実績を有する ②4,000㎡以上の免震構造施設の建築工事における現場代理人又は監理技術者としての実績を有する ③技術士（建設部門）の資格を有する		×	×	○	○	×	×
	設計管理技術者	・本工事の設計管理技術者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者 ・一級建築士 ・4,000㎡以上の建築工事における主たる設計技術者としての実績を有する	①4,000㎡以上の官公庁の庁舎又は民間企業の設計における管理技術者としての実績を有する ②4,000㎡以上の免震構造施設の設計における管理技術者としての実績を有する ③技術士(建設部門)の資格を有する	×		○ 建築(総合)に限る	×	×	×	×
	設計主任技術者	・平成27年3月31日において、7年以上の設計実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者	①4,000㎡以上の官公庁の庁舎又は民間企業の設計における主任技術者としての実績を有する ②4,000㎡以上の免震構造施設の設計業務における担当分野において主任技術者としての実績を有する ③担当分野において下記の資格を有する 建築(総合)：技術士（建設部門） 建築(構造)：構造設計一級建築士、または技術士（建設部門） 電気設備：設備設計一級建築士、または技術士（電気電子部門） 機械設備：設備設計一級建築士、または技術士(衛生工学部門) ※建築(総合)、建築(構造)、電気設備、機械設備の4名の平均で評価	×	○ 建築(総合)に限る		×	×	×	×
施工	現場代理人	・本工事の現場代理人として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者 ・一級建築士又は1級建築施工管理技士	①4,000㎡以上の官公庁の庁舎の建築工事における現場代理人又は監理技術者としての実績を有する ②4,000㎡以上の免震構造施設の建築工事における現場代理人又は監理技術者としての実績を有する ③一級建築士と1級建築施工管理技士の両方又は、技術士(建設部門)を有する	○	×	×		○	×	×
	監理技術者	・本工事の監理技術者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者 ・1級建築施工管理技士（建設業法第26条の規定を満足する者であること）		○	×	×	○		×	×
	(JV構成員)主任技術者	・本工事の主任技術者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者 ・建設業法第26条の規定を満足する者であること		×	×	×	×	×		○
	施工担当者	・本工事の施工担当者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者 ・建築（総合）、電気設備、機械設備の分野ごとに以下の表に示す資格を有する者 〔建築（総合）〕1級建築施工管理技士 〔電気設備〕1級電気工事施工管理技士 〔機械設備〕1級管工事施工管理技士	①4,000㎡以上の官公庁の庁舎の建築工事における施工担当者としての実績を有する ②4,000㎡以上の免震構造施設の建築工事における担当分野において、施工担当者としての実績を有する ③担当分野において下記の何れかの資格を有する施工担当者を配置している 建築(総合)：技術士（建設部門）、免震部建築施工管理技術者 電気設備：一級建築士、電気主任技術者、建築設備士、技術士（電気電子部門） 機械設備：一級建築士、建築設備士、技術士（衛生工学部門） ※建築(総合)、電気設備、機械設備の3名の平均で評価	×	×	×	×	×	○	